

民 事 法

解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法のそれぞれについて1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法の配点比率は、1：1：1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

民法 第1問

以下の各問に答えなさい。なお、解答に際しては、条文を指摘し（「第○条によれば」と指摘すれば足り、条文の文言を引用する必要はない）、必要があれば適宜場合分けをしなさい。

(1) Aは甲土地を取得したが、甲土地には同土地を権原なく占有する乙建物が存在していた。乙建物はBが所有していたが、Bが死亡した後、Bの妻Cが単独で相続をし、相続を原因とする所有権移転登記を行っていた。AはCに対して、乙建物を取去して甲土地を明け渡すように求めた。それに対して、Cは、所有権移転登記はしていないものの、数年前に乙建物をDに売却していると反論した。AのCに対する請求が認められるか、検討しなさい。

(2) (1)の紛争が解決し、乙建物が取去された後、Aは甲土地を日本庭園として整備し、石灯籠（以下、「丙」という）や庭石を設置し、樹木を植えるなどした。EはAに対する貸金債権を担保するために、甲土地についてAから抵当権の設定を受け、後日、抵当権設定登記がなされた。その後、借金の返済の資金を捻出するために、Aは丙をFに売却し、数日後、Fは丙を自らの家に持ち帰った。Fは、丙を甲土地から持ち帰る際に、Aとの会話を通じて、甲土地にEの抵当権が設定されていることを知った。EはFに対して、丙を甲土地に戻すように求めることができるか、検討しなさい。

民法 第2問

以下の問に答えなさい。なお、解答に際しては、条文を指摘し（「第○条によれば」と指摘すれば足り、条文の文言を引用する必要はない）、必要があれば適宜場合分けをなさい。

Aは、愛用していた自転車（以下「甲」とする）を友人Bに売却して引き渡したが、甲には、Bへの引渡の前からブレーキに不具合があった。そこでBは契約を解除して代金の返還を求めるつもりでいたが、甲を乗り回している内にそのブレーキの不具合の為にBは交通事故を起こし、甲は滅失してしまった。Bは、A相手に契約を解除することができるか、また、（解除できるなら）契約の清算はどのように行われるべきか。あなたの見解に対する反論をも考慮しながら、検討しなさい。

民事訴訟法

下記の各問に答えなさい。なお各問は独立したものとして扱うこと。

(1) X および Y は亡 A の共同相続人 (子) であり、他に A の相続人はいない。X および Y は A から生前贈与や資金援助を受けており、遺産分割協議の過程で、その特別受益財産性や評価額をめぐる争いが生じた。X としては、持戻し計算をすると、自己の具体的相続分は額 6000 万円・率 0.6 と考えているが、Y は、これを争って譲らない。そこで、X は、遺産分割の審判に先立ち、Y を被告として、自己の具体的相続分が額 6000 万円・率 0.6 であることの確認を求める訴えを提起した。この確認の訴えの適法性について、検討しなさい。

(2) X は Y を被告として貸金 1000 万円の返還を求める訴えを提起した。Y は、X が返還を求める貸金債権 (以下「本件貸金債権」という) について、その成立は争わず、専ら弁済による消滅のみを主張した。X は、この弁済の抗弁を争ったが、証拠調べの結果、Y の主張する 1000 万円の弁済の事実が認められ、X の請求は棄却された。そして、この第一審判決はそのまま確定した (以下「前訴判決」という)。その後、Y は、本件貸金債権について不成立の事由が判明したと主張して、X を被告とし、弁済金 1000 万円の不当利得返還を求める訴えを提起した (以下「後訴」という)。後訴において、裁判所は、本件貸金債権が当初から不成立であったとする Y の主張を審理すべきか。前訴判決の効力を踏まえて検討しなさい。